

2018年6月20日

水素風呂「リタライフ」 レンタル規約変更について

平素は、水素風呂「リタライフ」をご愛用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、水素風呂リタライフレンタル規約について一部変更いたします。
変更点については以下の通りです。（改定日：2018年6月21日）

水素風呂「リタライフ」レンタル契約書【リタライフホワイト Ver. 2】（Ver. 201803）レンタル規約

《変更前》

第19条（契約の再開）

契約者が解約後、契約を再開したい場合は解約日より 1年以内であれば契約を再開することができます。

この場合、紹介者等の原契約の内容が維持されます。1年を経過した場合は、新たに契約の申込みが必要となります。

↓

《変更後》

第19条（契約の再開）

契約者が解約後、契約を再開したい場合は解約日より 6ヶ月以内であれば契約を再開することができます。

この場合、紹介者等の原契約の内容が維持されます。6ヶ月を経過した場合は、新たに契約の申込みが必要となります。

以上の様に、**契約の再開時の期間を1年から6ヶ月に変更いたします。**

水素風呂「リタライフ」レンタル契約書【リタライフホワイト Ver. 2】（Ver. 201803）以前のレンタル規約におきましては、契約の再開について規約の記載はございませんが、運用上変更後の上記規約と統一させていただきます。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。



リタハートインターナショナル株式会社 事務局
〒532-0026 大阪府大阪市淀川区塚本 6-9-17
TEL : 06-6885-6667 FAX : 06-6195-8129
E-mail : info@litaheart.com